

じゅう みるん 住民のみなさんにできること

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう いっばん じゅうみるん か せむら びつ ぼく 障害者差別解消法で、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

しょうがい ひと み 障害のある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。

でんしゃ や バス の 優先席 付近 で は、携帯電話の電源を切るなど決められたマナーを守る。

でんしゃ や バス など で 席 を 必要 と している人がいたら、優先席でなくても席をゆずる。

し かくしょうがい ひと ゆうどう 視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。

くるま の 利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとって手渡す。

デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用しない。

ちゆうしゃじょう しょうがいしゃ とうようちゆうしゃ ペース」には、必要のない人は駐車しない。

もうどうけん しんたいしょうがいしゃ ほ じょけん 盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。

くるま の 利用者 が 階段 で 困っているときなどは、複数の人で協力してサポートする。

しょうがい 障害のあるみなさんの声を聞かせてください

しょうがい りゆう さべつ こま 障害を理由とする差別で困ったときなどは、まず市役所の担当窓口にご相談ください。そこでの解決が難しい場合も、内容に応じた相談窓口が紹介されます。みなさんの積極的な声が、差別のない社会の実現につながります。

みんなで取り組む

しょうがい しゃ さべつ かい しょう ほう 障害者差別解消法

しょうがい りゆう さべつ くべつ せいげん 障害を理由にした差別(区別や制限など)をなくしましょう



だれ びょう どう まな はたら く しゃ かい 誰もが平等に学び・働き・暮らせる社会へ

しょうがい りゆう さべつ かいしょう しょうがい しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう しょうがい りゆう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)は障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は行政機関や事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務でもあります。みなさん一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくようにご協力をお願いします。

れい わ ねん がつ ほうかいせい しょう 令和3年5月(令和3年法律第56号)、これまで努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。法改正は公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは?

しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とした差別をなくすために

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者の障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすために制定された法律です。障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

対象となる「障害のある人」とは?

障害者基本法で定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁※によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

※社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる事物・制度・慣行・観念などさまざまなもののことです。

しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別とはどんなこと?

1 しょうがい りゆう さべつ 障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること（不当な差別的取り扱い）

差別となる具体例

車いすを利用していることを理由に、レストランなどへの入店を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にスポーツクラブなどへの入会を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にアパートなどの部屋を貸さなかった。



2 しょうがい りゆう さべつ 障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

差別となる具体例

交通機関で視覚障害のある人から質問されたが、わかるように説明しなかった。



災害避難所で聴覚障害があることを伝えられたが、必要な情報を音声のみで提供した。



役所の会議に招いた障害のある人に配慮を求められたが、何も対応しなかった。



じぎょうしゃとくごうりてきはいりょ 事業者が取り組むべき合理的配慮とは?

障害者差別解消法の事業者は、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども対象となります。

事業を継続する上で過重な負担とならない範囲で、次のような具体例を参考にして、合理的な配慮への取り組みをすすめる必要があります。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

大阪府は「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を改正し、令和3年4月1日に施行しています。障害者差別解消法で努力義務としている事業者による合理的配慮の提供が、大阪府内においては条例により義務化されています。

車いすの利用者などのために、店舗などの出入り口にスロープを設置するなどして段差を解消する。

店舗内や事業所内を車いすの利用者でも移動しやすいように、通路の幅を広くするなど工夫をする。

視覚障害のある人に、記載されたメニューやサービスの内容などをスタッフが読み上げながら説明する。

聴覚障害のある人に、ホテルや施設の受付などで、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。

車いすの利用者が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅で連絡を取り合い、駅員が手助けをする。

盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、いっしょに入れる飲食店などの店舗や事業所を増やす。

障害の特性に配慮し、説明書やパンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。

障害の影響で長時間立ったまま待つことが困難な人には、（周囲の理解を得た上で）いすなどを用意する。

空港の搭乗手続きや病院の受診手続きなどで、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優遇する。